

1. 議事日程

(総務文教常任委員会)

令和6年10月 21日  
午前10時00分 開会  
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

(1) 所管事務調査 (企画部関係)

①入札業務の執行について

(2) その他

3、閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。(8名)

委員長	芦 田 宏 治	副委員長	山 本 数 博
委員	水 戸 眞 悟	委員	南 澤 克 彦
委員	田 邊 介 三	委員	先 川 和 幸
委員	秋 田 雅 朝	委員	大 下 正 幸

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 委員外議員 (なし)

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名 (6名)

市 長	藤 本 悦 志	副 市 長	杉 安 明 彦
企 画 部 長	高 下 正 晴	政 策 企 画 課 長	黒 田 貢 一
財 政 課 入 札 ・ 検 査 担 当 課 長	竹 添 正 弘	政 策 企 画 課 地 方 創 生 推 進 係 長	藤 堂 洋 介

6. 職務のため出席した事務局の職氏名 (3名)

事 務 局 長	高 藤 誠	事 務 局 次 長	藤 井 伸 樹
主 任 主 事	山 口 渉		

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開会

○芦田委員長 ただいまの出席委員は8名でございます。  
定足数に達しておりますので、これより第22回総務文教常任委員会を開会いたします。

本日は、1件の所管事務調査を行います。  
議事に先立ち、藤本市長から挨拶を受けます。  
藤本市長。

○藤本市長 皆さんおはようございます。  
本日は所管事務調査として入札業務の執行について御説明をいたします。

詳細については、担当職員が資料により御説明をしますのでどうぞよろしく願いいたします。

○芦田委員長 それでは、議事に入ります。  
これより、所管事務調査を行います。  
入札業務の執行についてを議題といたします。  
本件については、南澤委員に利害関係のある事件であると認められますので、安芸高田市議会委員会条例第18条の規定により、除斥の対象となりますので、退場を求めます。  
暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時01分 休憩

(南澤委員退場)

午前 10時01分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
執行部より説明を求めます。  
黒田政策企画課長。

○黒田政策企画課長 入札業務の執行について説明をします。  
本日配付した資料は、総括表と指定のあった①、④、⑤、⑨、⑭、⑮の事業について、参考見積取得関係書類、設計仕様書、随意契約理由書、予定価格調書、見積り取得関係書類、契約書、実績報告書の順で整理したものととなります。

それでは、総括資料の1ページをお開きください。

今回の調査対象となっている6事業の執行方法についてまとめた資料です。

提起事項の1つ目、参考見積り、設計書、予定価格、契約額が同額、同一業者1者で行われている理由について説明いたします。

①空き家を活用した定住PR業務です。

この事業は、魅力的な空き家の活用事例を紹介することが、移住者の推進に寄与すると考え、パンフレット制作及びイベントの企画実施を行

ったものです。

随意契約の理由は、事業者の代表が広島県交流定住促進協議会に地域別コーディネーターとして任命されその役割から得られる知見を生かし、有効な情報収集・発信ができることが見込まれたためです。

④、⑨、⑭地域おこし協力隊活動サポート業務です。

この事業は、委託型の地域おこし協力隊を運用するに当たり、協力隊への活動費の支払いなどの事務に加え、任期中の活動を支援するものです。

随意契約の理由は、協力隊として活動経験のある者が所属する事業者が業務を受託することで、協力隊のミッション遂行もスムーズにできると判断したためです。

⑤地域おこし協力隊募集支援業務です。

この事業は地域おこし協力隊のミッションの企画作成、広報、採用決定から勤務開始までの間のフォローを行うものです。

随意契約の理由は、地域おこし協力隊の経験者や移住者が運営する事業者であれば、事業者目線で魅力的なミッションを企画することができ、併せて採用した隊員に十分なフォローを行うことができると判断したためです。

⑮スマートフォン教室開催支援業務です。

この事業は高齢者を対象としたスマホ教室を行うものです。

随意契約の理由としては、これまでも同様の事業実績があり、地元に着目した活動を続けている事業者であるため、地域と調整を行いながら事業実施ができることが見込まれたためです。

次に、見積書を徴しない場合でも、設計書、予定価格、契約額が同額で、1者による見積りで契約をしているとの提起事項ですが、これに該当するものが3事業となります。

⑤協力隊募集業務、⑭協力隊サポート業務については、同一業務のため、過去の実績に基づき、設計書の作成を行い契約締結に至りました。

⑮スマートフォン教室開催支援業務は、ファクスで受領した参考見積書について紛失してしまいましたが、提出いただいた見積書の業者単価を参考に設計書の作成を行い契約締結に至りました。

以上で説明を終わります。

○芦田委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

先川委員。

○先川委員 この件は、議長のほうに調査要望書が出てるということから始まっているわけですが、裏面に業務契約一覧表が記されておりますが、まず、この表は執行部としてこれは事実かどうかということをお尋ねします。

○芦田委員長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

黒田政策企画課長。

○黒田政策企画課長 先ほど申されました業務契約事務チェック表につきましては、間違いはございません。

- 以上です。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
先川委員。
- 先川委員 私がお尋ねするのは裏面の一覧表の全てです。3,082万7,500円ですか、このトータル。この表が事実かどうかということをお尋ねしてるわけです。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
黒田政策企画課長。
- 黒田政策企画課長 こちらのチェック表につきましては、開示請求を求められて提出した表となっておりますので、間違いはございません。
- 芦田委員長 ほかに質疑ありませんか。  
山本委員。
- 山本委員 今、随意契約の理由を言われたんですが、④か、これ以外だと思えますけど、地域おこし協力隊サポート業務だったですか。地域振興事業団と今、アキタカターンズですか、2者に見積りを入札の時の見積り依頼をされてるんですけど、その後、そのときに始めるときだと思えますけど、今の地域振興事業団は参加を断られてますよね。断られたことに関して1者になったんですけど、地域振興事業団が断られた経緯というのは把握されとるんですか。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
高下企画部長。
- 高下企画部長 当時、この業務を受けていただくのに地域おこし協力隊のOBの方がおられる団体であったほうがよいということで、その該当する団体というのがアキタカターンズと地域振興事業団が対象になりました。  
地域振興事業団についてはお一人OBの方がおられて、今度こういうサポート業務をやっていくというふうなことを考えてるんだが事業団のほうで受けることができそうか、見積りも出していただきたいんだけどもというふうなことをお願いをしたところ、いや、うちはちょっとこれは受けられそうにないし、参加いうことも難しいと思うから見積りを出さというのもこれは辞退をしたいというふうなお話がありました。
- 芦田委員長 山本委員。
- 山本委員 それで、一般的に随意契約の場合、書類を見ましたら3者以上いうて書いてあるんです、随意契約のところへ。今のように最初は2者でいこうと、今言った2者を出されて1者が断りを入れてきたと、で、そのまま1者でいくことを決定されたんですけど、そら、今の随意契約をやる場合はなるべく2者以上いうのはあるんですね。何で1者でいくことにされたのか、他を当たるいう考えはなかったのか、その辺は内部でどのように議論されたのか教えていただきたいと思います。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
高下企画部長。
- 高下企画部長 先ほども少しお話をしました地域おこし協力隊のサポート業務は、委

託型という新しい形で地域おこし協力隊を募集をしようという考えでありました。その業務自体が、地域とそれから市のニーズとそれから本人がやりたいこととうまくマッチングをさせていくというふうなことが必要な業務というふうに捉えております。

というのが、これまでの地域おこし協力隊自体も市の雇用であった場合には、地域へ向けてどういう人と合わせればその人がやりたいことが実現できるかということであったり、市の市としてのミッション、市としてお金を出すに値することかどうかというふうなことを図っていくためにも、市の業務というのがある程度分かっていたかんといけんというところがあります。

委託型にしたいというふうに考えた理由としては、市役所に所属する形でやっていた場合に、地域のほうに出ていってというところを細かくフォローすることが通常の業務をしていく中で非常に難しかったんです。

これは平成27年が一番最初の募集の隊員のところで、3年間やっていく中で得た経験でありましたので、本来、地域でその人がやりたいこと、それから地域が望むこと、市がやっていきたいことを結びつけるというのは委託型というのがある程度分かっていただかんといけんというところがあります。

これをやっていくに当たっては、地域おこし協力隊のOB、安芸高田市がどういうふうな形で地域おこし協力隊を活用していくかということをよく知っておられる方がおられる事業者であるほうがいいというのがまず条件として上がりました。

それはその3つの分野をうまく合わせられるというふうなそういうことです。そういう形であって、さらに地域の中にいらっしゃる方じゃないとそういうきめ細かいフォローが難しいというふうに考えました。ですので市内事業者に限ってというふうなことにしました。その要件を満たすのが、先ほど申し上げた地域振興事業団とアキタカターンズであって、地域振興事業団のほうは受けるのが難しいというふうになったので、それで1者というふうになったということです。

以上です。

○芦田委員長

山本委員。

○山本委員

そのスタンスでいかれることになりまして、まず、2番目に書いてあるような事業がそういう②ですね。それからそういう方向でスタートしたんじゃないと思いますけど、金額にして1者の随意契約で問題はないんかいうことは、内部じゃあ議論がなかったんでしょうか。もう1回ならともかく、令和2年頃に始まって令和5年ですか。ずっと1者でこれとるんですけど、金額も400万超えたもの、800万超えたものというような状態が4年ですか、4年間にわたって実施されてきとる、しかも1者。財務規則や地方自治法に照らして、こういう方向に進めてもええんかいうことは年を重ねるごとの議論はなかったんでしょうか。

○芦田委員長

答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 この地域おこし協力隊の活動サポート業務については、委託は1人当たりの部分でいくと440万というふうになってますが、資料をちょっと見ていただきたいんですけど、④の委託型の地域おこし協力隊の活動サポート業務、1枚めくっていただいたところに、それより2枚めくっていただいたところで、実施設計書のところに内訳があると思います。

この中で264万円、④の2枚めくっていただいたところで実施設計書の内訳書、内訳表というふうな表がちょっとあると思います。これの中で、一番上の264万円というのが、地域おこし協力隊の給与に当たる部分です。それと、あとその下の協力隊活動費というのは活動を支援するお金になって、これは例えば外部の研修を受けに行ったりとか何か活動に必要な資格を取りに行ったりとか、これらは地域おこし協力隊を雇用するに当たって、国のほうから特別交付税で措置される部分というふうなことでなっております。

この2つについては、会計年度任用職員として地域おこし協力隊を雇用する場合も同じように予算化しているもので、これが委託料の中に含まれているという形になります。

実際、その下の指導管理費の76万円というのが、これがこの業務を受託する事業者がこの協力隊が地域に馴染んでいったりするのにリードしていったり、それから悩み事がないかというふうなことを聞いていったり、あとは市と協力隊と関係する方の会議を月に1回やってるんですが、そこへ出席をしてフォローをしていったりと、そういった様々なものをこの指導管理費のところに含んでいるというふうな形になっております。

ですので、実際にこの事業者が手にするものというのは指導管理費だけということですので、それほど大きな金額、山本委員が心配されているような多額の金額というわけではないということを御承知おきいただきたいなと思います。

○芦田委員長 答弁を終わります。

山本委員。

○山本委員 今、言われたこの中身で、大したことはないということにはならん思うんですよ。事業費総額でもって、④で言うと440万円の事業費ということになりますよね。業者の取り分が76万円じゃけえ、これは大したことはないという判断には至らん思うんです。これだけの440万円の事業を発注するのに、かつ、協力隊員へ264万円、受けた業者の人は支払わにやいけんという、そういう責務を負うた業務ということなるんじゃないですか。

協力隊の活動費が60万円、研修行かれたら60万円を請負った業者の人が支払わにやいけん、このような考えになってくれば、たかが76万円じゃけえ、ええじゃないかという話にならん思う。この全体の事業費440万円をどの事業者に頼むか、市のほうは考えていかにやいけんスタンスやなかったんじゃないですか。相対的な事業費としての考えがなかった

いうことか、いうようにしか取れんのですが、業者の取り分でもって判断したいことでよろしいんですか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長 今の質疑のやり取りを聞かせていただいて、ちょっと元に戻って部長が説明した部分から少し入りたいと思うんですが、本来、業務委託というのは、ほかの業務委託もそうですが、市がやらなくてはならないことを外部に発注するということが大きな目的というか、それで目的は達成するというのがこの業務委託です。

ですから、もともと5の事業を始めたときには、直営でやっていたんで、そこの直営の中でかかっている費用もあったわけです。それは、それに関わる職員の人件費であるとか事務費もあるでしょうし、そこらを外部に出す場合は、そういったところも経費としてみないとその事業が完成しないので、この大きい少ないという議論にはなりませんけれども、この目的を達成するために必要な費用の中の一部にこれは該当するんで、もともと直営でやっていたら人件費とか事務費とかその辺はかかっていたものを預けるわけです。

それを積算書結果はこの金額になってるんで、全体の中でこれだけは占めるというのは、その積算はもっとかかっていた費用部分を考えて、その中に含ませるというのが考え方としてあったということで御理解いただければと思うんですが、もちろん業務委託の中でちゃんとした歩掛とか単価とか出ているのもあります。

山本委員も御存じの部分もありますけれども、それがあればちゃんとした根拠を持って積算できるんですけども、こういう特殊な業務委託というのはそういうのがありませんから、やはり経験値とかやってきたことの実績を踏まえて、ある意味、市の仕事を市がやるべき仕事を任すということになると実績、経験値を踏まえた信頼関係の中でやっていくというのがまず業務委託の特徴ですので、それを考えたときにはこの積算が当初、1者しかなかったとしてもそこをやはり採用するというのは自然の流れであったんだろうと思いますし、その額は、もともとかかっていた費用も含まれているというふうに、直営であった分が含まれているという考えを持ってこれをつくったところです。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

山本委員。

○山本委員 今、副市長せっかく説明してくれたんですが、今、私が質問したのは、金額が高額、440万とか880万とか、200万円近いとかそういう高額な額が、1者で進められたことが疑問に思うということ言うたんです。

そしたら、もう、委託契約の中身が出るものは決まってるんじゃないと、④で言うたら協力隊員へ渡すようにはもう決まってるんだと、この委託料の中で、活動費も受けた業者が協力隊員に出さなきゃいけないのが決まっ

とるんじゃないと、手元に残るのは指導管理費だけですよという説明があった。その額から言うたら、もうそう金額も大きいことはないんじゃないと、だから1者でええんじゃないというふうな説明のように聞こえたんです。

そうじゃないでしょうと、協力隊員へ出す人件費、協力隊員へ出す活動費含めたもので440万円という総額になるんで、その総額の事業費に対して1者でいいのか、2者でいいのか。起案用紙を見たら3者以上というて書いてあるんです。内部規約で3者以上でいこうやというふうに決められとったんじゃないと思うんですけど、その辺の内部での随意契約の整合性、そこらは議論されたんじゃないかということをお聞きしたんです。

その答えが、取り分が指導管理費の76万円じゃけえ、事業費にしても少ないんじゃないと、だから1者でいいんですよという回答に聞こえたんで、本当にそれでいいんですかということをお聞きした。この4年間続いたことですよ。

○芦田委員長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 先ほど私が内訳を示しましたのは、もしかしてこの中に人件費相当分、本来、会計年度任用職員であれば人件費で組んだりする部分を含んでいるというのを勘違いされてたかなと思ったので申し上げたんですけども、そうではないということでありましたら、もちろんこの金額が少ないからこの随意契約でよかろうというふうに判断したわけではありません。少額であれば随意契約もよしというふうな規定もありますが、それを取ったわけではないです。

なぜ1者だけになったかというのは、先ほども最初に申し上げたとおりで、ほかにできるところがあれば複数の見積りを取って複数の方に参加していただくことが最もよいというふうに考えているんですが、規則の中には3者以上が望ましいと書いてあるんですけども、やむを得ない場合はそうじゃなくてもよいというふうなことに財務規則のほうにはなっております。今回の場合はそのやむを得ないというふうなところで、ほかにないのであればということになって1者のみでやらせていただいております。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

山本委員。

○山本委員 どうも今の説明じゃあ承服できんところなんですけど、事業費の総額ですよ。随意契約ができるのは50万以下だったですかね、60万だったか、ありますよね、書いてあります、は随意契約でどうぞ、それ以外はもう随意契約には、ほぼほぼ認められへんような財務規則の書き方だったと思うんですけど、なるべく2者以上ということになって、なるべく2者以上にする努力というのは執行部がやるべきじゃろうと思うんですけど。

特に地域おこし協力隊の関係の業務は、安芸高田市だけがやるとるんじゃないと思うんですけど、今、言われましたような委託型、これも安芸

高田市だけじゃないと思うんですね。そしたら、地域おこし協力隊については、県下と町のほとんどやっとなるんじゃないと思うんです。ただ、委託型がどうかという問題がありますよ。そういうやる業者を探すということは私は必要だと思うんですよ。1者でずっと4年間もやるような、どうも考えられん、金額も大きい。そういう意味じゃ、そういう1者での疑問とそれを払拭するような執行部の業務の努力をされたのか。その辺をちょっとお聞かせください。

○芦田委員長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 最初の数年間というところにおきましては、やはり市内で地域おこし協力隊のOBがおられるところというのが必須で、そういうのが担保されないと難しいだろうということで同じ形で募集をしておりましたが、2024年度の事業分からは事後審査型の一般競争入札という形に見直しております。

これはこういう仕様に基づいて、できるところはいませんかというふうにホームページのほうでオープンにさせていただいて、これは入札の届をしてるかどうかというのは希望を出された段階でその要件を満たしているかどうかというふうなことをチェックをして、オーケーなら参加を認めるというふうな形であります。

今、業者の登録をしていただいているところの中では、やっぱりここというのをを見つけることは難しい状態がありましたので、そのような形を2024年度から取りました。実際、応募があったところについては、アキタカターンズ1者のみの応募でありましたので、2024年度につきましてもアキタカターンズと契約をして進めることにしております。

ですので、何でも事後審査型の一般競争入札でできるというふうには考えておりません。最初の取っかかりの部分というのは、ここならできそうだというふうなことを少しやり取りをしながらできるかどうかというのを確認をしていくという作業がどうしても必要になってくると思います。

地域おこし協力隊の業務については、こちらも少し慣れてきたところもありますし、こういうやり方をやっても大丈夫だろうというふうに判断をしましたので、2024年度からは少し見直しを始めたというふうな状況です。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

山本委員。

○山本委員 令和5年までは、もう1者のスタンスで2年から始めた考え方ですね。もう、しょうがないじゃろうというか、もう1者しかおらんじゃけえ、これでいこうというんで内部では議論がなかったということでこられたように受け止めてもいいですか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

- 高下企画部長。  
○高下企画部長 そのとおりです。  
○芦田委員長 山本委員。  
○山本委員 地域おこし協力隊の事業は、国が始めた事業じゃろうというふうに理解しとるんですけど、この地域おこし協力隊を進める上で、国が示した要綱がありますね。その要綱に沿って、全国どこの自治体もこの事業を行っとるんじゃろうというふうに思うんです。費用もそれに基づいてやれば全額特別交付税の対象になると、こういうことでこの事業が進められとるんじゃろうと思いますが、それで間違いないですか。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
高下企画部長。
- 高下企画部長 間違いありません。  
○芦田委員長 山本委員。  
○山本委員 それでは、地域おこし協力隊の事業について委託型ですか、委託型ともう1個何かありますよね。直接市がやる業務がありますけど、2種類の業務をやってないということに示されとると思うんですけど、その中で諸条件がいっぱいありますけど、地域おこし協力隊の受入れに関する手引第4版と令和2年8月に総務省地域力創造グループ地域自立応援課が出した手引案ですね。地域おこし協力隊の委託型をやる場合ですか。ああいう手引があるんですけど、その手引の中に地方自治体が関係団体と委託契約等を締結した上で、当該団体の職員等を地域おこし協力隊員に委嘱する場合には、地方自治体と隊員との間に直接的には指揮監督権がないこと、隊員の活動内容や当該団体の公益性を踏まえ、当該団体と委託契約を締結することは地域おこし協力隊の趣旨・制度に合致していることなどを対外的に説明できるかなどについて留意する必要があると、こういうふうに書いてあるんですよ。そうしたときに、アキタカーネズは公益性を踏まえとるんかというところなんですけど、それはどうなんでしょうか。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
高下企画部長。
- 高下企画部長 今、言われた手引については私たちもよく見ておまして、ここに書いてある公益性というのは、要は協力隊がやる業務というのが市としてのお金を出す業務として値するかどうかという、そういう意味での広域性というふうなことであります。  
そういう公益性がちゃんと彼らの活動が、その公益性があるものかどうかということをお対外的に説明できるというふうなそういう意味と捉えておきますので、これは間違いなく公益性があるというふうに判断をしています。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
山本委員。  
○山本委員 公益性とはそういう意味でよろしいんですか。今の社会通念上、いま

言う地域振興事業団とかいう団体は公益性を持って業務をやってますよね。私、そういう団体のことを言うとするんじゃないか思うんですけど、市民が何人かで会社をつくって、こういうことができるんですよという言ってきたら、もう公益性があるというふうに判断してもいいんですか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 他市の事例にもなりますけども、例えば株式会社でありますとか、そういう営利を追求するような会社が、それが地域に対してよいことをしていくという地域貢献の視点でというので地域おこし協力隊を入れている事例もありますので、その団体が公益性がある団体かどうかというふうなことではなくて、その取組が公益性があるかどうかというふうな、そういう理解でよろしいと思って実施しております。

○芦田委員長 答弁を終わります。

山本委員。

○山本委員 次に、委託型でやる場合、当該団体の職員等を地域おこし協力隊員に委嘱する場合というのがあるんですよ。地域おこし協力隊員がアキタカターンズの職員でなければいけないという、こういうような表現だろうと思うんですがここは、これは何人か採用されてますよね、アキタカターンズが採用いうかされとるんですけど、その隊員になられた方はアキタカターンズの職員じゃないと思うんですけど、これは手引からいうたら外れとるように思うんですけど、そこはどういうふうに市のほうは解釈されたんでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 御指摘のとおり、アキタカターンズと協力隊員の関係は業務委託契約というふうな形になっています。市としてこのミッションをアキタカターンズに協力隊員を使ってやってほしいというふうなそういう形を出したものを、アキタカターンズが協力隊員と業務委託契約をしています。

この方式についても、先ほどおっしゃったのは一つの例としてというふうなことであるようでありまして、このやり方については一応確認を取っておりますので、国のほうに問題はないというふうに聞いております。

○芦田委員長 答弁を終わります。

山本委員。

○山本委員 今、ちょっと手引で質問したんですけど、安芸高田市に地域おこし協力隊員設置要綱というのが平成27年1月9日にできたのがありますよね。これが改正されておれば別の話ですけど、第5条に任用型、ミッション型とか書いてありますけど、第5条第2項に委託型の協力隊員、第4条任用形態。第1項の第2号で、委託型について説明があるんですけど、市が実施する協力隊委託業務の受託業者と雇用契約を締結し、市と連携して前条に規定する目的を達成するための活動を行うものというふうに書いてあるん

です。協力隊員とは、受託業者と雇用契約を締結しいうて、うちの要綱に書いてある。今、部長が言われたのは、雇用契約はなくても受けた業務を協力隊員と事業者が契約しとりゃええんじやという説明がありましたですね。それと、この4条第1項任用の話とは違うんですけど、そこはどこでオーケーというのが出とるんでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 この件については、この2月のときに山本委員から一般質問などがあつたときに、要綱の間違いに気づきました。ですので、ここは今はちょっと手続がきちんとそこまで整っているかどうか分かりませんが、しているはずなんです、そこは要綱が間違っていますので修正をしました。違っているんですが、国としてそういうやり方というのは、オーケーということを確認を取っておりますので、実務上は問題ないと考えております。要綱のほうは、もし直ってないようでしたらすぐに直します。

○芦田委員長 答弁を終わります。

山本委員。

○山本委員 国の示した要綱、手引について質問させていただきました。今の答弁を聞かせてもらったら、アキタカーターズがうちの業務を受けられるように考え方を持っていていかれてるように聞こえるんです。

ここで、今、言いました委託型は、受けた業者が雇用している人について委託をせえと、協力隊員をお願いせえというふうに書いてありますよね。それで要綱にもそのことが書いてありますよね。ですが、安芸高田市は委託業者がさらに協力隊員として委託したものもオーケーじゃというのは安芸高田市が言いよるんであって、要綱にはそれは書いてないと。

安芸高田市の設置要綱がそうなつとつた、今の雇用したものでなければ 協力隊員へは雇いませんよというのがここに、要綱に書いてあつたんでこれは直しましたと今言われましたよね、安芸高田市の要綱を。直したいことはアキタカーターズがうちの業務を受けられるように受皿をつくったということに理解したいんですけど、それはまた別な考えがあつて要綱変えられたんですか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 アキタカーターズから協力隊員のほうに業務委託契約の形にしているというのは理由があります。

例えば、安芸高田市内の事業をやっておられる方、農業をやっておられる法人とかいうところでありましたら、人手が本当に足りなくて困っておられるというふうな実態があります。また、農業をやるということはその地域に定住していくというふうな可能性が高い業態であると思えますので、そこに地域おこし協力隊を入れるというのはぜひやってい

きたい分野だというふうにも思っています。

ただ、そうしたときに、農業事業者に直接地域おこし協力隊を雇用してもらってというふうな形、これも委託型の一つの形です。アキタカターンズを介さない直接雇用の形になりますけども、そういうやり方をやってやるのはちょっとよくないかなというふうに思ってます。というのは、地域おこし協力隊として来られる方というのは、農業の例えばその作業、草刈りをずっとやりたいというふうに思って来てるわけじゃないんです。

農業の法人のところに行って、その方がしっかりと彼らが3年たった後も、地域で自立していけるようにというふうな考えを持った事業者の皆さんばかりだったらいいんですけども、仮に、人夫としてしか見ないというふうな形のことがあったときに、ずっと3年間の間、草刈りとか溝上げとかすることで終わってしまったということでは、本人のやりたいことというふうなことにつながりません。また、それが市としての農業の分野でやっていきたいこと、興じていきたいことというふうなことでもないかなというふうに思います。

そういう地域のニーズとそれから本人がやりたいことと、市としてミッションとして与えたいことというふうなことのうまくバランスを取る形でやっていくとすると、そのことを請け負える事業者、最近では中間支援組織というふうな形がよく耳にすることが多いですけど、いわゆるそういうふうな立ち位置の団体だというふうに思ってます。

地域を農業であったり、それから、例えば商工業の起業を支援していくとかそういうふうなことも、もしかするとよそに出ていろいろやっていくほうがいいミッションかと思います。そういうよそに出ていくときによりよい形というのを、中間支援組織的な立ち位置の方から発注する形にしていって、三方、市それから地域それから協力隊本人の三方よしの形をつくっていききたいので、今のような形にしています。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

山本委員。

○山本委員 受託事業者ですね、受託事業者の中にそういう人を雇用して、受託事業者の中にそういった希望を持って人を雇用して、うちにこういう希望を持ってその事業をしよる人がおるんじやと、これを協力隊員でやっていきたいからいうんで市から委託を受けて、その人を自分の会社に取り込んで、あなた協力隊員でうちが受けたけん、あなた協力隊員で市と直接契約を結んでくれと。事業は、あなたが今、言われたように、地域で農業しようと思ってきた人ですね。それにアキタカターンズの会社に入れて、入ってもらって、それを推薦して地域おこし協力隊員にしたって何ら問題ないような気がしますけど、市にとってはやっぱり不都合があるんですか、今の説明を聞きよると不都合があるように聞こえるんですけど、何ら不都合はないと思いますけど。よっぽど会社の職員にしといて

ですよ、雇って協力隊の任務は市から直接その雇用を受けた人が受けて、それを今度は会社の中でOB、OGがどうにか活動支援していくところというこのほうがよっぽど充実してよしいんじゃないかと思うんですけど、もうどうにかまた受けみたいな形でやられるほうがええんじゃないかというふうに今、説明がありましたけど。

○芦田委員長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 そういう事業者がしっかりとした考えを持っておられるところであるというふうなことがよく分かるのであれば直接雇用してもらおうということも大丈夫かなというふうに思います。

ただ、まずは3年、地域おこし協力隊として応募してこられる方というのは、とにかく自分の知らない場所に行ってそこで何らかの関係性をいろいろつくって行って、自分の力で何か関わりを持って行って、その地域の課題を解決したいというふうなそういう形で思っておられます。

それはこれまでも地域おこし協力隊の方とずっとやり取りをしていく中で感じることでですけども、3年の間に入り口はこういう方向でやりたいと思っていたけれど、結局いろんな人と会って話をしたりとか関わりが出ていく中で、出口というのは随分違う方向に出て、でも結果そっちのほうがよかったねということがかなりあります。そういう柔軟な動きというのを、1つの事業者に入ったときに、方向が大きく変換していくときにその事業者では受けきれないというふうなケースが随分あるんじゃないかなというふうに思います。

ですので、例えば1年間は中間支援組織的なところに入って行って、方向がもう、ばちっとそろっているというふうになれば、直接というふうな形に見直すこともよいかもしれませんし、それはやはりケース・バイ・ケースだと思います。

一般的にはこれまで関わらせていただいた地域おこし協力隊の皆さんというふうなところでいくと、3年の中で1本まっすぐ歩いていった方というのはかなり少ないかなというふうに感じていますので、今の中間支援組織の形というのはそれなりに有効だというふうに考えています。

○芦田委員長 答弁を終わります。

山本委員。

○山本委員 高下部長が言われる部分も一つの考え方じゃろうと思いますが、国の要綱に沿って、うちの要綱がそういうふうに入社業者の職員じゃなければいけないというのが書いてあるものを、今の市の考えを高下部長言われたんですが、業者の中で取り組んでやらないほうがいいというところで、国が示した例ですね、国が示した要綱を外れて市がやってたというところに私は疑問を感じるんです。

結果的にはこの要綱を拡大解釈して、今、アキタカーターズが受けてきた委託をできるようにしたというふうにしちよっと思えんです。

今、言ったように、ある一方で協力隊員がやりたいことを、今、アキ

タカターズの中に職員として入ってやられたら、自分が思うようにならないようなことが起きると、方向が違うことが出たときという問題があるんだと、自由に取組を3年間やられて、それを今度はアキタカターズが中間機構として指導・助言こうやるほうがええんじゃないかというふうに今、説明されたように聞こえるんですけど、アキタカターズが受けてもらうのには、それでもええじゃろうろうと。

国の助成が特別交付税の対象になるように、市も今のような現実のような形にしてええかどうかいうことを総務省に問い合わせ、そりゃええんじゃないですか言うてもろたんで、安芸高田市バージョンをつくられたような気がするんですけど、他市にも多少あるかも分かりませんが、安芸高田市バージョンの協力隊員の委託型いうんでやられとるんじゃないんですか。よその町もいっぱいあるんですか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 わざわざ中間支援組織がオーケーになるようにということでそのためにそうしたわけではありません。このような形、中間支援組織的なところに雇ってもらったほうがよりよいのじゃないかということでそういうふうにしてもいいかというふうに国に確認を取ってオーケーが取れたということです。

この中間支援組織的なところが関わるほうがよいというふうに考えた理由はさっき申し上げたとおりですので、より市のために、また本人のために、地域のために何がいいかということ考えた結果というふうに捉えていただければと思います。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

山本委員。

○山本委員 さっき私が質問したのは、この制度は考えておられたんですけど、安芸高田市バージョンじゃないですかということをお願いする。よその町がやってないかも分かりませんが、うちの町はそういうふうなシステムにして、総務省にこのシステムでも特別交付税の対象になるかどうかまで確認をして、それでもいいですよ言うてもらって、安芸高田市用のをつくったんじゃないかということじゃないかいうことを問いよるんですけど、今のちょっと答弁じゃあ、ちょっとしっくりこんのですが、はっきり分からんのですけど。

○芦田委員長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 実施するに当たって、ほかの団体でやっているかどうかという例は確認はしていません。

ただ、中間支援組織という形が一般的になる中では、こういうやり方というのは、もしかしたらほかも、もう既にやっておられるのかもしれないですが、そこは確認をしていません。

- 芦田委員長 答弁を終わります。  
山本委員。
- 山本委員 再度確認するんですが、これは安芸高田市だけの考え方ですか。今のはよそはどうか知りませんが、うちはそうですという言われよるんで、安芸高田市の発注形態を安芸高田市が考えたもんじゃないんかいうことを問いよるんですけど、よそを調べておらんじゃけえ、そうとしか思えんのですけど。  
以上です。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
高下企画部長。
- 高下企画部長 先ほどから同じ答弁になります。ほかにあるかどうかは確認をしていません。このやり方についてよろしいかということについては、国に確認を取っています。  
以上です。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
山本委員。
- 山本委員 今の言い方は解釈すりゃあ、うちしかないですいうんでよろしいですか。うちしかないじゃなくって、このやり方はうち用ですと、それでいいですか。今の答弁はそうとしか受け取れんのですが、再度。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
杉安副市長。
- 杉安副市長 部長の答弁の繰り返しになるんですけども、ただ、うち用という言葉をもたこれがどう解釈されるかというのは非常に気を遣うところです。それは山本委員またこの委員会の中でやり取りを聞かれた方には分かるでしょうけれども、これがまた市民の方にどのように受け止められるかというのは非常に気になりますけれども、やはり今、答えておるようのうち用とかなんとかよりも、このやり方で確認をしてオーケーをもらっとするので、それで、事務事業を間違いなくやってきたというのは事実でありますから、それをそのままお認めいただければよろしいのかなというふうに思いますので、言葉をいろいろ使っていくとまた、間違っただけでとらわれたりするの是非常に残念ですので、そこは御理解をいただきたいと思います。  
先ほどちょっと私が答弁した中でこれ質疑の答弁した中で、申し上げた部分は、やはりこの業務というのは都市部から地方へ移住・定住、就業・起業という目的の中で事業が進んできてそれらが全国で行われている中の一つです。  
ですから、移住・定住、就業・起業をしっかり支援していくというのは今までにこの業務として形のあるものではなかったものを全国で取り組んで、その制度を構築していく中で要綱もつくったりいろいろ考え方も変えたり、直営から委託へというふうになったのもそういうところがあると思います。そのほうがより機動的なんで、来られる方のためにな

るような仕組み・取組ができるんじゃないかということでこうなったわけで、その中で業務としては、事務事業の中で間違いのない形でやるためには必ず上に照会してこれをやっというのは今、部長が言ったとおりなんで、その事が全てかなというふうに思いますので、ここ用にわざわざうちが何かを変えてつくったというような形では決してないというふうに御理解をいただきたいと思います。

○芦田委員長 答弁を終わります。  
1時間経過しましたので、ここで11時10分まで休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて会議を再開します。

ほかに質疑はありませんか。

先川委員。

○先川委員 先ほど業務契約事務のチェック表は間違いはないかとお尋ねしましたが、このとおりだということですね。それで表を見る限りは、設計金額と契約金額は全て同一であると、そしてそのトータルが令和2年から令和5年までの間に3,000万、トータルが3,000万くらいになっていると、こういうところなんです、アキタカターンズという会社はどういうような会社なのかお伺いします。

○芦田委員長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 どういうふうなというのはちょっと一言で言うのは難しいのかもしれませんが、基本的には関係人口を増やしていくための取組について強みのある事業者だというふうに捉えています。

○芦田委員長 先川委員。

○先川委員 そういうことを聞きたいんじゃないしに、合同会社ですから従業員構成ですよ、何人ぐらいおられて、そして先ほど高下部長がおっしゃった中で、この随意契約者として適当であるかどうかということが最初適当であるからやられと思うんだけど、通常、チェックの中には税金は滞納してないとか、そういうことがチェックの対象になりますよね。会社のほうもこれだけのお金を設計金額と契約金額は同一ですから、相当信頼できる会社だとは思いますが、一般の人はアキタカターンズいう会社は、何人ぐらいの社員で構成しておられるかというのは分らんわけですよ。我々も分からないし、そこを聞いたんです。

○芦田委員長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 現在、どういうふうになっているかというところはちょっとはつきり把握はしてませんが、依頼をする最初のところの段階では、合同会社ですので、代表社員とあとは社員として名前があるのが、たしか3人だっ

たと思います。3人で実際に仕事をするに当たっては、その会社と個人とか、あるいはほかの事業者と一緒に委託契約を結びながらやっている会社だというふうに承知しています。

- 芦田委員長 先川委員。
- 先川委員 提出していただいた書類を見せていただいておりますが、主に協力隊員の活動費を支払われてると。活動支援とか指導の詳細は別紙のとおりということで、ここに具体的に書いてあるわけですが、そもそもの人件費の誰にどういうふうに払ったとかいう領収書はないわけですね。だからそれは相当信頼されとる会社であるならそうなるんかも分かりませんが、そうは言っても公共事業といいますか、税で行っている事業ですからね。ですから、私が聞きたいのは、先ほど言うように、これだけの3年間ぐらいのうちに設計金額と契約金額が同一であるというのは本当に信頼し得る会社だということだと思っております。ただ、どんな構成員かということは代表者と今は従業員が3人程度ではないかとおっしゃるんですが、当然そこには経費もかかるし、このアキタカーターズそのものが納税しているのかどうかということも分からんわけですよ。
- ですからもうずっと前例に倣って、前年度に倣って、前年度に倣ってというふうにならなくて来て、最初は石丸市長の決裁があるけれど、後ろのほうになると課長決裁になつとると。どうもその辺がそういう意味でアキタカーターズという会社はどんな会社かいうのをお聞きしてる。再度お聞きします。
- 芦田委員長 答弁を求めます。
- 竹添課長。
- 竹添財政課入札・検査担当課長 指名願いの受付をさせていただく際に、納税証明を添付させてもらってます。滞納がないことを確認させていただきまして、登録のほうさせてもらっております。
- 以上です。
- 先川委員 分かりました。
- 芦田委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 大下委員。
- 大下委員 先ほど質問で出ましたけど、業務契約事務チェック表をもらっておりますけど、執行部のほうで見られて、この数字を見て何とも思われんですか。これがまともだというふうに捉えていいんですか。そこをお尋ねします。
- 芦田委員長 答弁を求めます。
- 高下企画部長。
- 高下企画部長 1者しかやれるところがないという前提であれば、全て同一の金額というところはある程度ですし、やむを得ないというふうに考えています。
- 芦田委員長 大下委員。
- 大下委員 ということは、ほかの入札の状況の中で、他に応札がなく1者ならそ

のとおりになるということで受け取っていいんですか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 1者しかなければこのようなことは起こり得るというふうに考えています。

○芦田委員長 答弁を終わります。

大下委員。

○大下委員 基本的に入札というのは2者以上ということになってますんで、相見積りを取れなかったら、その執行部のほうでも相見積りをするべきじゃないかなというふうに思うんですが、入札ということになってないじゃないですか、これでは。だから金額、見積りと予定価格が1円も違わないというのはどう見ても不可解ですよ、これは。それを執行部のほうでは何とも思われんのかいうのをもう一度確認いたします。

○芦田委員長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 1者しかお願いできるところがないなというふうになったら、こちら市の側もどういうふうにとのぐらい費用がかかりそうなもんかというふうなことが分からないときには、できそうな会社にこういう仕事をやらうとしたらどのぐらにかかるといふふうな見積りを最初に出してもらいます。その見積りを見て、ここをちょっと減らしてやれとかここをちょっと増やしたほうがええんじゃないかというふうな、そういうことは理由なしにはできませんので、できない場合には同額の形で設計をつくるということが妥当です。変に調整をするというのは、しないほうがよいというふうに考えますので、同額の設計額でつくって、それで入札をして、見もりをもらった1者しか出してこなければ、同じ金額になるということは当然あり得ます。

やはり、2者競争できる相手がいるというのが望ましいというのはこちらでも重々承知しておりますが、今、御指摘いただいた案件については1者しかなかったということです。

○芦田委員長 答弁を終わります。

大下委員。

○大下委員 基本的にこの業務委託とは、行政がやらにゃいけんことを業者にやらせるわけですから、どこに何ぼ要るというのは、はじけんことはないというふうに思いますけど、いうことは執行部のほうで相見積りをするべきじゃないかなというふうに思いますけど、それがかなわないのであれば、他市からも見積りを取ることは不可能じゃないんじゃないんですか。

ですから、言うふうにこの1者しかないんなら、そんなあ、その1者が言ってきた金額をそのとおりで契約するということですか。それと予定価格と、今の設計価格と見積りが全く1円も違わんというのがちょっとそこが違和感があるんですよ。これはもう前もってその金額が分かっただけとしか考えられんでしょう、これ。予定価格が。そこらの説明どう

いうふうにされますかね。

○芦田委員長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 2者から見積りを取ることができればどちらかのその金額に合わせて設計書をつくることができますが、1者しかいないということでありましたので今のような結果になりました。

もうここ1者だけですよねというふうに最初から決めていたわけではないというのは先ほどお話をしたとおりです。地域振興事業団もできると思って、できればそこからも見積りを取りたかったんですが、取れなかったという事情がありました。

市外のところからも取って見たらどうかというふうにおっしゃったんですが、今の事業につきましては、地域おこし協力隊のきめ細かいフォローをする必要があるということから、市内事業者でなくては難しいというふうに判断をしております。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

大下委員。

○大下委員 分かりました。ということは、基本的にほかに応札がなければ1者ならその1者の見積りのとおりの予定価格でいくということ判断していいですか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長 今回の質疑の中のやり取りで委員がおっしゃられることを、また、私は気にするのはやっぱり市民の方が聞かれたときにどう判断されるかというのは非常に思うんですが、全てが、今から過去も全部同じになるんかと、それが本当に市の業務の委託としては正しいんかと言われれば、先ほど、今回の今後の進め方としては事後審査形のシステムでやることにして、それを今、やってきてると言っていましたけど、このときにそれは採用できなかったのはやはり前例のないものをこれをやる中で、市のほうで自分ですればよかったじゃないかというのは、そのために、その参考の見積りを取るわけですから、やったことがあるというか、やれることができそうな相手方から取ってそれを採用しているわけなんで、市が独自にできるんならもう歩掛と単価でやっていきますんで、それがないわけですから、そのために、経験のあるまた、将来的にできそうな見込みを持っておられる方々の会社ですから、それに見積りを取るというのは全く不自然でもないし、他者が降りられたというのも理解できるどころです。

そして、予定価格と契約金額が同一という部分は、これはもう随分前から予定価格の古くは、歩切りという言葉があった時代もあると聞いております。それは、設計額から予定価格を決めるものが何%、もう無条件で落とすよというのを歩切りと言われた時代があると聞いたこともあ

りますが、何年も前から予定価格を根拠のない中でそれを切っていくというのはやめましょうよというのは、もう上からそういう通達とかそういうのは流れてきてますので、先ほど高下部長が申しあげましたように、予定価格と契約が同一になるというのはそういう部分はあるということでもあります。

○芦田委員長 答弁を終わります。  
大下委員。

○大下委員 副市長の言うのも分かりますけど、調査してほしいというのが民間から来たという状況の中でのこの所管事務調査になってますが、普通だったら考えらんですよ、これは。普通民間では考えられない入札方法なんですよ、この金額も。だから調査をしてほしいということが来とるんです。ですから、執行部とすればこの金額で全く問題はない、違和感はないという判断をされているということですか。

○芦田委員長 答弁を求めます。  
杉安副市長。

○杉安副市長 違和感がある、ないで答えることを求められるのであれば、ないという答えをさせていただきますが、じゃあそれで、今後、このままでいいのかどうかというのは常に検討が必要というのは我々の事務方の常に考えながら他の例も見ながら、そして国、県の意見も聞きながらやっていくというのはもう繰り返して更新していきますので、よりよい事務事業そして今の質疑から聞かせていただきますと、より市民の方は分かりやすい透明性を持ったものにすべきという御意見でしょうから、その意見は十分真摯に受け止めて、これからの事務事業、これだけに限らず業務委託たくさんありますので、こういう事務事業も、それはもう全てそういう視線、目線で市民目線でやっていかなくちゃいけないという思いは強く持っております。

○芦田委員長 答弁を終わります。  
大下委員。

○大下委員 今、答弁いただきました。やはり、これ民間から見れば、やはり1者との契約でその金額どおり、予定価格、見積価格が一定いう、同じ金額、1円たりとも違わんというのは、やはり不可解なんです。ですからこれを議会としても市民に報告を返さないけん状況の中で、本当にこれが全く行政として当たり前ですよと言われれば、なったらほかに応札がなかって1者とやるんだったら全てそういう入札方法になるというふうに解釈をせざるを得んじゃないですか。だからこれでいいんですかというふうに聞いてるんですよ。

○芦田委員長 答弁を求めます。  
杉安副市長。

○杉安副市長 質疑の答えは先ほど申し上げたとおりでありまして、いいんですかと言われてもうこのままでいいんですとか、ずっとこのやり方をしていきますとは答えてないと思いますが、結局、委員会としてこれを取り上げ

られたというのは、どなたかの個人の方からの要望から始まって、議会の中で委員会の中でそのことについてこれを取り上げていくのに、委員会としてはこういう立場で取り上げようねということだったんだろうと思います。

それが業務委託の在り方についてというタイトルになって出ているんだろうと思いますので、質疑としてお答えするとすれば業務委託の我々が説明せにゃならんのは、今回のこの業務委託の特異性というか特殊性というか、先見性というか初めてやるような中で、こういう形になりましたけれど、それは信じていただきたいのは、必ずやこれを事務事業が何ら瑕疵のない中でやってきております。そしてそれは間違いないことだったんだということで、成果も確認してます。それは、地域おこし協力隊員さんが他市の例からしても、定着率が高いというのがこれが成果であります。多分報告もしていると思いますが、これは移住・定住、そして起業・就業に結びつくとる成果だというふうに我々は捉えていますので、やはり市としては、そういうよそから来られた人に支援もせず、どうぞ自分らがミッションだけやってくださいというのは、いかにしてもそれは無責任でありますので、市としてもしっかり支援をしていく形をつくっていくときにこうなったということでもあります。

ただ、事務事業として今、委員がおっしゃられた部分で、よりよいものを求めていくのは我々の仕事ですから、それが結果として市民の皆さんの説明責任であったり透明性であったりにつながるようなものによりしていくというふうな思いでありますので、その辺は繰り返しの答弁で大変申し訳ないんですが、そういうことでまとめさせていただければと思います。

○芦田委員長 答弁を終わります。

大下委員。

○大下委員 分かりました。基本的に定住促進になっていると言われますけど、基本的には協力隊員の言いなりの金額が出ればおりますよ、それは。だから、そこら辺を気をつけてやっていただければいいんじゃないか。住民にやっぱり説明責任もありますからね。

議会とすればこのぐらいで止めるんがいいんかなというふうには思いますが、やはりこういう数字を見たら絶対に一般では納得はいきません。それだけ付け加えておきます。

以上です。

○芦田委員長 ほかに質疑はありませんか。

秋田委員。

○秋田委員 今、議長のほうからもありましたけどもこの件については、先ほどおっしゃったように、業務委託の件で調査という形なんで、私が思うのは例えば調査要望書なんかでも、随意契約、この件について少し疑義があるんじゃないかというふうに私は受け止めております。

随意契約の中で、今回のこの地域おこし協力隊の件については、委託

型、民間連携型ということで取り組んでおられて、どうもこの民間連携型というのが少しなじみがなかったんですが、まずはその説明、民間連携型というのはどういう形のものかというのをちょっとお伺いしたいと思いますけど。

○芦田委員長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 先ほど委託型を募集するに当たって、どういうニーズを考えてこういう形を取ったかというところでもお話はしましたが、直接、市が地域おこし協力隊を雇用して行うものではなくて、市以外のほかの民間事業者が雇用する形、民間事業者の力を活用する形で民間事業者と連携して行っていく地域おこし協力隊というふうなそういうものです。

具体的には、アキタカターンズに対して市としてはこういうミッションをやってもらいたいというふうなことを出し、それから協力隊員のフォローや面倒を見てもらう形の経費もつけた上で、給与の支払いや委託料の支払いやそれから活動支援費などもアキタカターンズに支払いのお願いをした上で、協力隊の事業を行っていくというふうなものです。

○芦田委員長 答弁を終わります。

秋田委員。

○秋田委員 先ほど確かに答弁をいただいているので、これを聞いて伺おうとしたのが、ほかにこういう事業が民間委託型、こういう事業がほかにもありますか。そこんところをちょっと聞きたかった。

○芦田委員長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 ちょっとお聞きしたいのが、ほかにもというのは市の業務委託の中でほかにそういう例があるかというふうな意味でしょうか。

○芦田委員長 秋田委員。

○秋田委員 随意契約につながる部分で、この民間委託型で施策になるんですか、協力隊、事業ですよね。そういった事業がほかの市の事業の中で、民間委託型で随意契約をするようなところがほかにもあるんですかねという質問なんです。

○芦田委員長 答弁を求めます。

高下企画部長。

高下企画部長 ほかで民間に委託してというところについて事例があるかどうかは承知をしておりません。

今回のことについては、なぜこういう民間連携型のことをやったかという理由については、先ほど申し上げたとおりで、市のミッションとそれと地域のニーズと本人のやりたいことをうまく調整をしていくために、中間支援組織的なところにこの仕事ををお願いする必要があると、それが市のために最もなるというふう考えたからです。

それができそうな団体ということになると、地域おこし協力隊のOBがいるところで、市の協力隊の施策について知識のあること、それから

移住者目線でいろんな支援ができること、市内にいらっしやっけてきめ細かいフォローができることというふうなことを満たすところということで随意契約をさせていただいたというふうなことです。

○芦田委員長 答弁を終わります。

秋田委員。

○秋田委員 だからほかにはこういった形はなくて、たまたまこの地域おこし協力隊のサポート事業は最初に戻れば、2者で一応応札を受けたけれども、1者は辞退して、アキタカターンズしかいなくなり、そこのところの入札、価格で随意契約をして、そのままそれが令和3年、4年、5年も入ったんですかね、5年は事後審査型か。そういった形でやってくるということなので、やってきたという経緯なので、この随意契約は、要するにありですかということが一番聞きたくて今聞きよるんですが、そういうのはもう応札がなくて、ここ1者しかないんだからこの値段で向こうは出してきた値段で応札というか、やり取りが進むというのがもう普通でいいと考えていいということでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 この業務でということになると、ほかに応札がなかったということでもありますので、ここの会社でよいというふうに考えております。

○芦田委員長 秋田委員。

○秋田委員 1者でいいとか悪いとか聞いたんじゃないくて、要するに、とどのつまりは随意契約の在り方の中で、そうした今までにあまり見たことないんだけど民間連携型でここの地域おこし協力隊ですか、ここになった経緯は説明はされてるし、今後も地域おこし協力隊については、2024年度から事後審査型に変わったんですよというふうに理解をしいいんですか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 2024年度から事後審査形に変えました。変えたものというのは、協力隊の募集支援事業のほうで、2024年度については協力隊の活動サポート事業というのではありませんので、事後審査型に変えたといえますのは、地域おこし協力隊の関係ではありますが、募集支援業務のほうです。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

先川委員。

○先川委員 ますます分からんようになってたんですけど、ちょっとこの表でいきますよ。2024年の本案を聞いているわけじゃないんで、まず、先ほど副市長さんの答弁で歩切りはしないとか、参考見積り、そこはよく理解しております。

市の経験がないようなものについては、やはり見積書を取って、それに基づいて設計書をつくっていく、これも分かります。

まず、設計金額というのは担当者が設計書を組みますよね。予定価格というのは誰が入れられるんですか、お聞きします。

○芦田委員長

答弁を求めます。

竹添課長。

○竹添財政課入札・検査担当課長

予定価格は設計金額に基づきまして、担当課長及び部長、副市長、市長さんというふうな格好で権限を決めさせていただいております。

○芦田委員長

先川委員。

○先川委員

誰が入れられるんかということでしょ。ここに封筒あるじゃないですか。封筒入れて判を押すでしょう。誰も見られんように、それは誰が入れるんですか。

○芦田委員長

竹添課長。

○竹添財政課入札・検査担当課長

大半は担当職員のほうで確認をさせてもらって封をしております。

以上です。

○芦田委員長

先川委員。

○先川委員

誰が入れるんかいう、書くんかいうことを聞いているんですよ。担当者が書くんですか、予定価格は。

○芦田委員長

竹添課長。

○竹添財政課入札・検査担当課長

金額に応じた決裁者が決まっておりますので、その決裁者に記入していただいております。

以上です。

○芦田委員長

先川委員。

○先川委員

決裁者が、決裁者というのは普通だったら市長が入れるわけでしょう。押印をして、封をして、これ平気です、誰も分からん。今先ほど、副市長さんおっしゃってるように、今は歩切りをせんような時代だからいうんで、それは決裁者の権限ですよ。歩切りをするかそのまま入れるかというのは、それは分かりました。

次に、そうやって今度入札しますよね。1者でも入札するんでしょう、1者でも。そして1者で設計金額は分からんでしょうけど、自分が出した見積書でまずその金額を書くと、それがたまたまこのところでは自分が出した見積書と同一だから落札という格好ですよ。それは別に問題ないですよ、そのことは。

そして、そのところはもう分かります、ここの表に。例えば13番の例えばですよ、13番の入城500年記念デザイン業務というのがありますよね。ここへ。これは、担当の方は分かっているから、参考見積りを取らんこうにですね、28万6,000円という設計書をつくったわけですね、ね、ここは。そして予定価格も決裁者が歩切りをせんこうに28万6,000円という金額を入れたりしてね、そして。

○芦田委員長

質問を止めて答弁ということにしてください。

○先川委員

ここで関連しとるわけじゃけえ。それで応札ですよ、きてくださいと、アキタカターズさんにこの件について入札しますので、きてくださいという通知するわけでしょ。で、アキタカターズさんは仕様書

を見られるんかどうか知りませんが、応札するわけですよ。それがどんぴしゃると先ほど大下委員もおっしゃったようなこのね、見積書も取らん中で設計書をこうやってですよ、どんぴしゃるでいくというのが第三者から見て不思議だいうんが出とるわけですよ、現実。

だから見積書取られて、こうやっていくというのは分かりました。歩切りもしないというのも分かりました。だけど、こういうふうに見積りも取らずに、独自の設計をして応札したのが、どんぴしゃると、これは馴れ合いじゃないですかとこういうふうになるんですよ。誰かが教えなかったら分からんわけですよこの金額は。と思いませんか、お聞きします。

○芦田委員長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 今、言っていた13番なんですけども、ちょっと今回調べる対象にしておりませんで、ちょっと申し上げられない部分があります。

こちら今回提起するというふうに言われたものが、資料につけております1番、4番、5番、9番、14番、15番だったのでその部分しかちょっとここにおるものでは答えられないです。

13番については、これは教育委員会のほうの事務になっておりまして、ちょっと分かる者が今ここに座っておりません。

最初に黒田課長が説明をしましたが、参考見積りがないものについてこういう事情がありましたというのは冒頭の説明をさせていただいてます。今回挙がっている6件のうちでは3件がそういうものになるんですが、それをもう一度、少し説明をさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

○芦田委員長 黒田政策企画課長。

○黒田政策企画課長 それでは、見積りを徹しない場合でも設計書、予定価格、契約額が同額、1者による見積りで契約している業務についてでございますけれども、今回の調査対象になっております⑤番、協力隊募集業務、⑭番の協力隊サポート業務につきましては、同一事業、過去に実績、過去に事業を実施しておりますので、その過去の実績に基づいて設計書の作成を行いまして、契約締結に至っております。

また、⑮番のスマートフォン教室開催支援業務につきましては、ファクスで受領いたしました参考見積書につきまして紛失してしまいましたが、提出いただいた見積書の業者単価を参考に設計書を作成し、契約の締結に至ったという経緯でございます。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

先川委員。

○先川委員 ですから、最初言いましたようにこの表は間違いはないんですかとお尋ねしたじゃないですか。ですから、これは教育委員会の担当じゃとかどうとかいう入札業務のね、入札のあれが全部アキタカターンズでしょう。馴れ合いじゃないかというのを言いよるわけ。これは私のほうの担当じゃ

ないから知りませんというような言い方じゃないですか。

入札方法が先ほど言いましたように設計者が分からないときは参考見積り取る、これは分かります。予定価格も歩切りしない、それも分かります。だけど、契約はちゃんと応札します。1回が駄目だったら3回までできるはずだ。それを参考見積りも取らんこうに設計書をやったのか、応札したらどんぴしゃるだったと。そこらは、これよその業者ならまたそこはそこで聞きゃあいいんかも分かんが、全部、アキタカーターズじゃないですか、これ。だから先ほどこの会社はどういう会社かいうてお尋ねしたわけですよ。契約担当の方はここはおかしい思っていないですか、お伺いします。

○芦田委員長 答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長 今、お尋ねの大部分については既に担当が答えてる部分もあります。

お聞きになりたいところの部分のどう言いますか、本質というのは、恐らく民間の方から出てきております調査要望書というのの中にこういうところが想定されますと書いてあるところを皆さんが今回委員会で取り上げて確認をすべきだという思いの中で、先ほど来、聞かれているのもよく理解できます。

それは、官製談合防止いわゆる予定価格を職員が対象業者に伝えたんじゃないかということをおっしゃられて、それを委員会の中で取り上げられているというふうに理解できますので、その部分に答えないというふうにはいけないという判断があります。

今日は、委員会があるに先んじて、私も市長もこのレクチャーを受けながら、資料を見ながら最終的に職員にとって大きな事項になります。先ほどの私が申し上げたことに該当するようなことになれば、私どもはこの事務の流れの中でそれはないというふうに思いながらも、やっぱり確認をしておこうということで市長と副市長を交えて、私が交えてその担当者に聞く機会を設けて聞きました。それは断じてないということで聞きましたので、それについては、我々もそのように思っております。

ですから、ここでお聞きになられたい事がいろんな角度でおっしゃられる中で、ここに答えていないと恐らく終わりが無いというふうに思います。

ただ、先ほど実績報告のことも聞かれまして、金額的なもので確認できないということも恐らくお持ちだと思いますので、その部分は先ほど来、言いましたように業務委託の成果を我々も確認しながら契約に基づいてそれを払うという事務作業はの中で適性を担保しましたので、金額面のない実績報告であってもそれはもう成果を確認できているという判断をしましたが、さらに、今後例えば、上部団体とかいろんな監査なり審査なり検査なりがある段階において、新たに必要なものが求められれば、またそのときに、それは市としても対応していかんやけんということはお思っておりますので、この部分は付け加えさせていただいて細

かく答えていくよりも、今のお答えをさせていただくことで理解していただける部分があるかなと思います。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員 先ほどの質問の中でちょっと確認がなかった部分があるんですけど、安芸高田市の協力隊の設置要綱です。私が入手しとる分じゃあ、委託型は業者の中の職員を地域おこし協力隊員に指名するというふうになっとるんですけど、変えられた言いました、もう変えましたとそれは何年に変えられたんでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。  
政策企画課長。

○黒田政策企画課長 2024年の4月1日の改正となっております。

○芦田委員長 山本委員。

○山本委員 2024年というのは今年の4月にこの要綱変えたということなんです。  
4番にしても9番にしても14番にしても、この時点ではこの要綱の中でやらにやいけんかったいう中身になるもんですね。そしたら、規則違反になるいうふうに思うんです、発注が。ここのところはどういうふうに理解すりゃあいいんですか。これはこのままにして総務省の確認だけ取って、アキタカターンズが受けられるように、市のほうが付度したとしか考えられんのですが、そこはどうなんでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。  
高下企画部長。

○高下企画部長 改正前の部分については、理解としては国の示している内容、要綱を基にやったというふうなことで理解しております。

市の中の要綱の手続漏れがあったので改正をしましたが、それは気づいた時点で修正をした。それまでの部分についても、実施したこと自体は国の要綱にも合っているものだというふうなことが確認できましたので、国の要綱に準じて実施したというふうな捉えでおります。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。  
山本委員。

○山本委員 国の要綱でそういうような示されてるいうて言われましたけど、国の要綱もうちの要綱もイコールですよ。

ただ、運用の相談を安芸高田市がしたら、国がそれもいいでしょうという答弁ただけの話であって、活字を突き合わせたら、うちが委託しとる中身は逸脱しとるように思うんですが、どうも理由が成り立たん思うんですけど。

○芦田委員長 答弁を求めます。  
高下企画部長。

○高下企画部長 言葉足らずで失礼しました。要綱の運用が確認して問題なかったということでしたので、その運用に従ってやりました。

以上です。

○芦田委員長 山本委員。

○山本委員 国のほうは運用は認めてくれたんですけど、うちのほうの活字にした要綱はそのまんまで実施してもよろしいんですか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 国の方針に逸脱したものではなく、手続が遅れておったということと理解しておりますので、問題ないというふうに考えてます。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員 今の要綱は違反になるかならんかいうのはまた後でみんなと協議してみたいと思います。

次に、ここに資料があるんですけど、令和2年の12月、地方創生推進課がまとめた安芸高田市地域おこし協力隊事業についていうものがまとめられたものがあります。

その中には、成果とか現役隊員の状況とか任期を終えた隊員の状況とかいうものが書いたんがあります。

その次に、令和3年度から募集から採用までの流れというなのは、書かれたのがあります。この中に、令和2年度採用に向けた変更点ということで、協力隊OBが所属する事業者へ業務委託するということを改め、アキタカーターズへ委託するんじやということが書いたものがあるんです。中身は、委託事業者からの事業提案がありまして、令和3年度からの新たなポイントとかいうのが書いたんがあります。

令和2年度に委託事業者がこういうことをしたらどうかいうのを出してきてるんじやろう思うんですが、市場に出ていない農作物を生かすプロジェクト、ジビエの進化を引き出すプロジェクト、中山間地域振興を図るプロジェクト、この3つを事業者から提案があったと、市の判断は全くそのとおりであろうというような感じですね。

その中に今度は具体的に、市場に出ていない農作物を生かすプロジェクトというのは、るる書いてあるんです。ジビエも書いてあります。意をもってですね。中間地域振興を図るプロジェクトいうのもそれぞれの地域の写真が載っったり、何をやるとかいうのが書いてあります。これが令和2年の12月に市の資料として上がるとるんですよ。アキタカーターズがやるいうのまで書いてある。で、この事業が④ですか。④、⑨ですか。そのあたりに委託事業として発注されとるように思うんです。これは、もうあんたんとこでやるよいうようなことで、アキタカーターズと行政が、もう筒抜けになった話になつとるんじやないかとかいうふうに思うんです。

それで、国の地域おこし協力隊の実施要綱がありましてお金のほうもちゃんと載ってますよね。それらでやるけいこうのをアキタカーンズのほうへ行政のほうが伝えて、④、⑨なんかを進めていかれたんじゃないんかのうと、ということは、行政とアキタカーンズがこれらにも計画ですね、令和2年の計画や何かでもうアキタカーンズと通じた中身になって実施をされたんじゃないんかろうかというところがあるんです。

これは、アキタカーンズは抜きですと市が独自にアキタカーンズから提案を受けましたけど、市が独自に考えたもんですというんなら、それはまた話が質問の仕方が違ってくると思うんですが、これだけ見たら、どうもアキタカーンズから提案されたことをやっとするというしか思えんのですが、時間が来たんで返答は昼からでいいです。

○芦田委員長 答弁を求めます。  
高下企画部長。

○高下企画部長 今、おっしゃった資料がどの資料かというのがちょっと分かりかねます。もし、この後もあるのでしたら、資料の確認をさせていただきます。

○芦田委員長 それではここで13時30分まで休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時02分 休憩

午後 1時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
これより質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
山本委員。

○山本委員 午前中の終了間際に令和2年度12月に地方創生推進課が企画した地域おこし協力隊事業についてということについて質問したんですが、ここで提案されとるものが、1から16までの事業で発注されとるように思うんですが、この発注が大体どれくらいに思うんですが、再度この場で、3つの事業が提案されておりますけど、あと募集、この1から15までに12月に計画されたやつが事業提案されとると思いますんで、どの事業がそれに該当するんか、説明をお願いします。

○芦田委員長 答弁を求めます。  
高下企画部長。

○高下企画部長 先ほど山本委員からどの資料のことかということをお教えいただいて分かった内容でお答えをしますと、ここで出ているのは、令和3年度の新たに始めようとする委託型の地域おこし協力隊の採用についてのことであったと思います。具体的には④の業務になるんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。  
山本委員。

- 山本委員　　ちょっと不明瞭なんですけど、3事業提案してありまして、2事業が④で発注されておるといふふうに思うんですけど、あと1点、ジビエの深化を引き出すプロジェクトというのは、次年度になつとるか、この3つのうち一つが④では発注されてないように思いますけど、事業名言いますでしょうか。再度質問します。
- 芦田委員長　　答弁を求めます。  
高下企画部長。
- 高下企画部長　　失礼しました。先ほど④と言いましたのは、④ではなくて⑤の地域おこし協力隊の募集支援事業で、今のこの資料の3つの提案をいただいております。  
その3つとも委託型の地域おこし協力隊の活動サポート業務で採用をして進めたいというふうに思ってたんですけども、令和3年度では2名分しか事業の実施が応募がなかったということで、④については、この3つの提案のうち、2名分の予算計上というふうになっております。  
以上です。
- 芦田委員長　　答弁を終わります。  
山本委員。
- 山本委員　　2名はそこで⑤ですか。⑤で提案されたんですけど、もう1個のほうは、3つあるうちの2つは⑤で言うたら、もう一つは、いつ発注されました。
- 芦田委員長　　答弁を求めます。  
高下企画部長。
- 高下企画部長　　⑤で3つ提案をいただいて、そのうち2つを④で令和3年度で実施をしました。もう一つについては、令和3年度でできなかつたので、⑨にある令和4年度の協力隊活動サポート業務で実施をしています。  
以上です。
- 芦田委員長　　答弁を終わります。  
山本委員。
- 山本委員　　もうずばり返してもらいますけど、令和2年の12月に内部で協議された募集業務なんかを内部で協議された資料であるように思いますけど、3つの提案を固められて、次の年度に発注しようということが進められておると思うんですけど、その時点で、アキタカーターズがこの事業を受けられるか受けられんかという環境整備ですね。令和3年度発注する前に、アキタカーターズがこの事業を受けられるか受けられんかという環境整備をされておるといふふうに思うんです。  
というのは、業務委託型、これを国の指針で見たら、国の要綱で見たら、受ける業者が職員として採用した者を協力隊員で委嘱せにゃいけん、このように要綱には書いてあるんですけど、安芸高田市の場合は、受ける業者が協力隊員へ委託した方でやってもええんかというのを高下部長が先ほど総務省に問うたと、問うたらオーケーだったということを言われましたですね。  
というのは、令和3年の発注前にアキタカーターズが受注できる環境

を行政のほうを確認したというしか受け止めれんのですが、そうなってくるとアキタカーンズが受けられるように行政が環境整備をしよったとこういうことになるんですが、そこらはどのように説明をされるかお伺いします。

○芦田委員長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 令和2年の12月のその内部資料の中にもう既にアキタカーンズというふうに書いてあるというのが、いわゆる出来レースじゃなかったのかというふうな御指摘かなというふうに捉えて答弁をいたします。

令和2年の12月の時点といいますのは、新年度の予算を計上していくのに予算査定を受ける準備をしているタイミングということになります。

令和3年度からこれまで話題に上っております新しい委託型という形で市にとって一番よいんじゃないかというふうな形に持っていくというふうにしたときに、地域おこし協力隊の面倒も見つつ、それからいろんなところと関係性を結べるところというのが、事業団とアキタカーンズしかないというふうなことをこれまでのこの12月に至るまでのところで内部で協議をしてきておりました。この12月のタイミングだったかと記憶してるんですけども、それぞれアキタカーンズと地域振興事業団とにこういう新しい取組をやろうとするんだけど、できそうかどうかというふうな、そういうヒアリングをしました。これは複数回やったというふうに記憶してるんですけども、その中で、もう既に12月の終わり頃の段階では、地域振興事業団のほうはやはり受けるのは難しいというふうな返事をいただいていたと思います。アキタカーンズについては、これはできると思うしというふうなことで参加をしたいというふうな意向をもらっておりました。

そういう新しい取組をやっていくということを予算計上していくときには、そういう、どこが受けてもらえそうとか、そういうふうなことが担保もない中で予算計上することも実際に進めることも難しいと考えましたので、事前にそういう確認を取ったというのがこのタイミングだったと思います。

こういう予算査定の中で、こういう新しい取組をするに当たって、アキタカーンズと事業団に当たったけども、受けれそうなのはアキタカーンズの方ですということ、この1者だけを名前を書いて、そういう補足説明をしたと思います。そういう資料で説明をし、どこができそうかというふうな担保も取った上で予算を上げて、契約の手に臨んだというふうなことでありますので、出来レースとかそういうふうなことではなくて、必要な情報を基にどこに当たっていくかというふうなことを定めて、ヒアリングをした結果の段階でこの資料をまとめているというふうなことです。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員 すみません、地域おこし協力隊サポート業務についてお聞きしたいんですけれども、ちょっとその前に1点確認したいのは、この地域おこし協力隊サポート業務、先ほどの説明でも国の特別交付税の対象でというお話で、これともとも最初の頃は上限額1人当たり400万だったと思うんですが、それが440万になり今、多分480万になってるはずなんです。その480万に上がったタイミングというのは、この表のどこの時点だったかというのをちょっと確認したいんですけれども、もし分かれば。

○芦田委員長 答弁を求めます。

黒田政策企画課長。

○黒田政策企画課長 ちょっと要綱のほうですね、ちょっと持参してないんで変わったタイミングについてはちょっと今、分からない状況でございます。

○芦田委員長 答弁を終わります。

田邊委員。

○田邊委員 聞きたかった理由というのは、最初の④の時点は440万、多分、今、国のその事業の1人当たりの上限額で参考見積金額を出されたのかなという想像ができます。最後のそのあと9番ですね、880万、ここももし、今、2人分ということでそのまま出されたのかなというのも考えられて、ただ14番ですね、このときはもう480万になってるので普通に考えるとその2人分で960万が上限額として予定価格としても考えられるんじゃないかなと想像できます。その辺を880万で市のほうが考えられて参考見積りを取らなかったその辺の兼ね合いがなぜ960万にしなかったのかというところの説明をお願いします。

○芦田委員長 答弁を求めます。

黒田政策企画課長。

○黒田政策企画課長 現在、委託型の地域おこし協力隊以外も会計年度任用職員として協力隊を採用しております。その水準に合わせて、上げずに880万で積算のほうをさせていただいております。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。  
以上で、入札業務の執行についての調査を終了いたします。  
ここで、執行部退席のため暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時43分 休憩

午後 1時44分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて会議を再開します。  
続いて、その他の項に入ります。

所管事務調査「入札業務の執行について」に関する事で、御意見等あればお願いします。

○芦田委員長

山本委員。

○山本委員

今の業者のほうと執行部のほうがどうも灰色に見える、つながってるんじゃないかというふうな疑いが晴れんのですね。執行部のほうはそれなりの理由を言われるんですが、そうかとそれは仕方ないというような答弁ではなかったもので、具体的に言いましたら、国の要綱、市の要綱、それに素案、形での業者への発注、要するに業者の職員に地域おこし協力隊員を指名するというふうな形で取り組むようにいうのは国の要綱で、うちの要綱もそう書いてある。それを質問したら国へ問うたけえ、うちの委託型の方法は国がオーケーじゃ言うた。だからいいんですと、うちの要綱はそうになってないじゃないか言ったら、失念でしたと、こういう形なんですね。要するに、規則、基準を守らんということが、この4年間あったんで、変えるなら変えるべきじゃと。それを変えずに、1者見積りで特定の業者に仕事を発注してきとるということがあるんで、ここらはほんまにええんかというところが拭えんです。

我々が違反しとるじゃないかいうて言うても、それはええんじやいうところにはならん思う。そしたら、これを決定してもらうのは監査委員さんが要綱にあることでないことを業務執行しとると、そのことについて調べたらこれは違反にはならんと言われたら、監査の権限でもって理解できると思うんですよ。問題点はそこにあるし、もう一つは、全部1者でやってきとる。財務規則の随意契約の場合、2者以上なるべくはついておりますが、2者以上いうのがある。でも致し方なかったということの判断は我々じゃできんと思う。やっぱり監査委員さんがそこら見てやってもらう権限があるんで、そこらは監査委員さんに委ねんにゃいけんのじゃないかないように思うんです。

もう一つは、委託した銭が、本当に協力隊員のとこへ設計書どおりにいっとうのかどうか。業者が受け取ったものが、会社の運営の中でどのように使われとるんか。そこは我々じゃ見えんで、そこをやっぱり監査委員さんに委ねるべきじゃなからうかとかいうふうには私は思うんです。

よって今言った3つの疑問を、議会とすりゃあ皆さんの合意を得て、監査委員さんに監査請求をするのが一番結果を求めるのには一番ええ方法じゃなからうかと思うんで、それをちょっと提案をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○芦田委員長

ただいまの山本委員の意見では、今回の調査結果では、まだ疑念が解決できていないところがあるので、監査委員に監査請求をするのがいいのではないかと、それについて協議してくださいということですが、皆さんの意見をお伺いします。

田邊委員。

- 田 邊 委 員 いろいろ質疑をしましたが疑念があるということであれば、今後、これを総務委員会で引き続きやるのか監査委員にお願いするのかということ言えば、監査委員にお願いするという方法も山本委員がおっしゃるようなのも一つの方法ではないかと思えます。
- 芦田委員長 ほかに御意見はありませんか。  
水戸委員。
- 水 戸 委 員 今、お二方の委員の発言に同調は致すものであります。  
問題は、議会運営委員会から我が委員会へ付託されているということがありますので、当面のところは議運のほうにこの現状あるいは山本委員おっしゃったような要望事項も含めた経過の結果内容を議運のほうへお返しして、そちらのほうで判断をいただいた結果、議会の議決も伴うと思えますが、監査請求といったような運びになるのではないかというふうに思っていますので、私の意見です。  
終わります。
- 芦田委員長 ほかに御意見はありませんか。  
〔意見なし〕
- 芦田委員長 ほかに意見がないようですので、先ほど山本委員のほうからいただいた点について、田邊委員のほうも賛成されました。  
水戸委員のほうからは、監査請求の要望も含めて、一応、議会運営委員会のほうから総務文教常任委員会のほうへ調査するようにということで進めておりますので、一応報告書を、今回の調査の報告書を上げて、議運のほうで諮ってもらおうということによろしいでしょうか、皆さん。  
〔異議なし〕
- 芦田委員長 ほかの委員さんもそれでよろしいですか。  
〔異議なし〕
- 芦田委員長 それじゃあ、11月の7日に議会運営委員会がありますので、それまでに報告書をまとめて議長のほうを通して議会運営委員会のほうで諮ってもらおうようにしたいと思いますのですが、それでよろしいでしょうか。  
〔異議なし〕
- 芦田委員長 それでは、異議なしということですので、その日程に合わせて報告書をまとめていきたいと思いますが、報告書のほうについては、正副委員長に一任していただくということで。
- 先 川 委 員 山本委員のおっしゃる分は私も賛成なんですけど、その前に、今日なんか11番わし言うたときに、うちの担当じゃないというような言い方がありましたよね。うちの担当じゃないと、要は私がこの入札についてのチェックですから、私が言いたいのは7番のように見積書をつくりながらそれより低い金額で応札しておりますよね、7番。一方、11番、13番、15番については、何ら見積り徴収もしない中で設計書をつくって、予定価格も歩切りはなしということではいいんだけど、そのとおりの金額で応札しておると、その結果落札しとると。それどうしてですかというたら、ちょっと副市長のちょっと答弁がよう聞こえなかったけれど、こ

れについては正確な答弁がないんですよね、うちは担当じゃないけん言うて企画部長が言った。だけど私は最初これは本当かどうか言うて聞いたら、これは本当じゃという中で言うて、ここについての回答がないんですよ。そこはどう解釈したらいいですか、そのところは聞かんかったんかいとこう言われたらこの委員会もちょっとどうしたらええんかなという気がしますよね。担当ではない言うんなら、これ入札の案件ですからこれは、そこで馴れ合いじゃないんかとか言うてるわけです。同じ業者ですから、アキタカターンズですから。そこらの説明はなかったように思うんですが、委員長どう思われます。

○芦田委員長 確かに教育委員会のほうだったのでいうことで、なかったですよ。

○先川委員 入札の手法についてお聞きして、もちろんアキタカターンズの会社の構成とかあるいは執行部のほうのこうやっていわゆるやっという部分をお聞きして、中で、入札の執行いうのは市は一緒ですから、市も一緒ですから、企画であろうと教育委員会であろうと建設部であろうと、見積り取らんこうに設計書をつくって、業者のほうにいついつ入札しますから言うて連絡して、業者が来て応札したと。そしたら一発で設計金額と落札金額が一致しとるというところを聞いたんだけど、これは私のほうの担当ではないからいような言い方で、その回答はもらってないような気がするんですよ。

○芦田委員長 この調査も併せて監査委員の方にやってもらうということにしたかどうかと思いますけど、それを報告書の中に入れて出すということで、対応したいと思います。よろしいでしょうか。

ほかには皆さんから何か意見はございますか。

〔なし〕

○芦田委員長 特にないようですので、所管事務調査、入札業務の執行についてに関することは終了します。

ここで暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 1時59分 休憩

(南澤委員入場)

午後 2時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

その他、皆さんから何かございますか。

南澤委員。

○南澤委員 ちょっと今の所管事務調査のところで意見を申したいんですけども、許可できますでしょうか。

○芦田委員長 この件については、ちょっと南澤委員からの意見をもらうというのはちょっと難しいと思います。

これもう既にその他の項に入ってるんで。

(発言する者あり)

○芦田委員長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時01分 休憩

午後 2時03分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

そのほか、皆さんから何かございませんでしょうか。

[なし]

○芦田委員長 ないようでしたらこれでその他の項を終わります。

なお、本日の調査に係る委員会報告書の作成について、皆さんから御意見等ありましたら発言をお願いします。

[正副委員長一任という声あり]

○芦田委員長 それでは、委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

[異議なし]

○芦田委員長 異議ありませんのでさよう決定いたしました。

以上で、本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

これをもって第22回総務文教常任委員会を閉会いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時03分 閉会